

県指定無形文化財「本場首里の織物」保持者の追加認定についての報告

文化財課

1. 「本場首里の織物」の保持者の追加認定

沖縄県文化財保護条例第20条第5項の規定により、次の表に掲げる2名を沖縄県指定無形文化財「本場首里の織物」の保持者として追加認定した。

認定の日は、沖縄県公報に登載された11月15日付となる。

無形文化財の名称	保 持 者	
	氏 名	住 所
本場首里の織物	山口 良子 <small>やまぐち よしこ</small>	那覇市
	安座間 美佐子 <small>あざま みさこ</small>	那覇市

(1) 解説

首里の織物は琉球王朝時代に首都として栄えた首里を中心とする地域で育成されてきたもので、主として王家や士族の衣服として用いられてきた。一つの地域に伝承されている織物として、その種類の豊富さと磨かれた技術は他に類例を見ないと評価され、昭和49年1月17日付けで県指定無形文化財に指定された。

これまでに5名(1次認定2名、2次認定3名)の保持者が認定されたが、1次認定保持者全員と2次認定保持者1名がすでに死亡しており、祝嶺恭子が重要無形文化財指定(令和5年10月18日官報告示)により指定・認定解除となったため、現在の保持者は1名だけとなっていた。

今回追加認定された2名は、長年にわたり首里の織物の技法の継承・研鑽に励み、その技法に精通する者と認められる。よって、以上の者を無形文化財「本場首里の織物」の保持者として、新たに追加認定し、その保存・継承を図る。今回の追加認定により、保持者は3名となる。

(2) 保持者の特徴

①山口良子

同人は、重要無形文化財「首里の織物」保持者の宮平初子の工房において染織技法を身につけると、以来長年にわたり精緻な花織を中心に製作を続け、現在も自身で開設した工房において、伝統的な技法をよく守り、後継者の養成も努めている。

特に首里の織物に用いられる素材に関する研究に力を入れており、花織以外の技法についても意欲的に取り組むなど、本場首里の織物の伝統技術を保存し継承していくうえで貴重な存在である。

②安座間美佐子

同人は、昭和47年に沖縄県工業試験場、昭和57年に沖縄県工芸指導所にお

令和6年第14回教育委員会会議 報告事項(8)

ける研修を修了後、自身で工房を開設し、色彩豊かな作風を中心に研鑽を続けるかたわら、県内において織物の研修講師を歴任し、後任の育成にあたってきた。

特に伝統的な色使いへの強いこだわりを持っており、現在継承が途絶えたニーガシバサーなど古い技術の復活にも意欲的な姿勢を見せるなど、本場首里の織物の伝統技術を保存し継承していくうえで貴重な存在である。

2. 追加認定にかかるこれまでの経緯

- ・令和2年3月17日 追加認定について文化財保護審議会に諮問
- ・令和2年4月3日 文化財保護審議会から第4専門部会に調査を指示
- ・令和3年7月28日～8月30日 第4専門部会において審議(書面開催)
- ・令和5年1月28日～令和6年5月20日 第4専門部会にて調査・審議
- ・令和6年7月29日 第4専門部会にて候補者案を決定
- ・令和6年8月27日 文化財保護審議会において候補者案を決定
- ・令和6年9月18日 上原静文化財保護審議会会長から答申を手交
- ・ 同日 追加認定決定(教育長決裁)
- ・令和6年11月15日 追加認定者2名が沖縄県公報に登載

3. 備考

同分野の既認定者

多和田 淑子(平成3年4月25日)